

令和7年9月より、第二協立病院生殖補助医療センターが、「兵庫県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性(にんようせい)温存療法研究促進事業施設」として認可されましたので、ご報告いたします。

事業（助成）内容

第二協立病院に補助金云々では無く、受診された患者様の負担金を兵庫県が一部助成する制度となります。
助成申請は患者自身に行っていただきます。

兵庫県ホームページより引用

下記が指定医療機関となりますが、まずは原疾患担当医師にご相談下さい。

	医療機関名	郵便	住所
1	兵庫医科大学病院産科婦人科	663-8501	西宮市武庫川町1番1号
2	英ウィメンズセントラル クリニック	650-0021	神戸市中央区三宮町1丁目1-2
3	徐クリニック	662-0822	西宮市松籟荘10-25
4	第二協立病院	666-0033	川西市栄町5番28号

① 妊孕性温存療法

がん治療の前に卵子や精子、受精卵、卵巣組織を凍結保存することで、将来の妊娠の可能性を残すための治療法

対象者（兵庫県民）

- 1.凍結保存時に43歳未満のもの
- 2.乳がん、再生不良性貧血など造血細胞移植が実施される非癌疾患、全身エリテマトーデス等のアルキル化剤が投与される非がん患者

助成上限額

対象となる治療	1回あたりの助成上限
胚（受精卵）凍結に係わる治療	35万円
未授精卵子凍結に係わる治療	20万円
卵巣組織凍結に係わる治療	40万円
精子凍結に係わる治療	2万5千円
精巣内精子採取術による精子凍結に係わる治療	35万円

* 助成回数 通算2回（ことなる治療を受けた場合も）

← 当院は対象外です。

② 温存後生殖医療

妊孕性温存治療にて凍結した検体を用いて妊娠を試みる治療法

対象者（兵庫県民）

1. 対象となる治療期間の初日に妻（パートナー）の年齢が 43 歳未満
2. 温存後生殖補助治療以外では妊娠の見込みが無い又は極めて少ないと医師に診断されたもの

助成上限額

対象となる治療	1 回あたりの助成上限
凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療	10 万円
凍結した未授精卵子を用いた生殖補助医療	20 万円（A）
凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療	30 万円（A～D）
凍結した精子を用いた生殖医療	30 万円（A～D）

← 当院は対象外です。

A.以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する場合：10 万円

B.人工授精を実施する場合：1 万円

C.採卵したが卵が発達しない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合：10 万円

D.卵胞が発達しない、又は排卵終了のため中止した場合および排卵準備中、体調不良等により治療を中止した場合は対象外

通算助成回数

- ・ 治療期間初日における妻（パートナー）の年齢が 40 歳未満：通算 6 回
- ・ 治療期間初日における妻（パートナー）の年齢が 40 歳以上：通算 3 回
- ・ 助成を受けた後出産した場合および妊娠 12 週以降に死産に至った場合、これまで受けた助成回数はリセットされる